

堺市発注の産業廃棄物処理委託業務における 電子マニフェスト利用推進について

令和6年5月16日
堺市 環境局 環境保全部 環境対策課

目次

- 経緯
- 本市スケジュール
- 本市委託業務の受託にあたって

環境省計画

第四次循環型社会形成推進基本計画

電子マニフェストに係る事項として、

「適正処理の更なる推進」

「循環分野における情報の整備」

⇒電子マニフェストシステムの普及率70%(2022年度)

本市計画

堺市ICT戦略

「デジタルファーストの推進」

- ・行政サービス全般のオンライン化・ペーパーレス化
- ・行政DXの推進

電子マニフェストのメリット

○事務処理の効率化

- ・紙マニフェストの保存が不要
- ・照合作業が容易
- ・マニフェストの交付状況の報告が不要

○法令遵守

- ・入力漏れ防止機能
- ・処理期限の通知機能

○データの透明性の確保

- ・排出、収集、処分の三社が閲覧可能
- ・1者が勝手に修正・取消できない

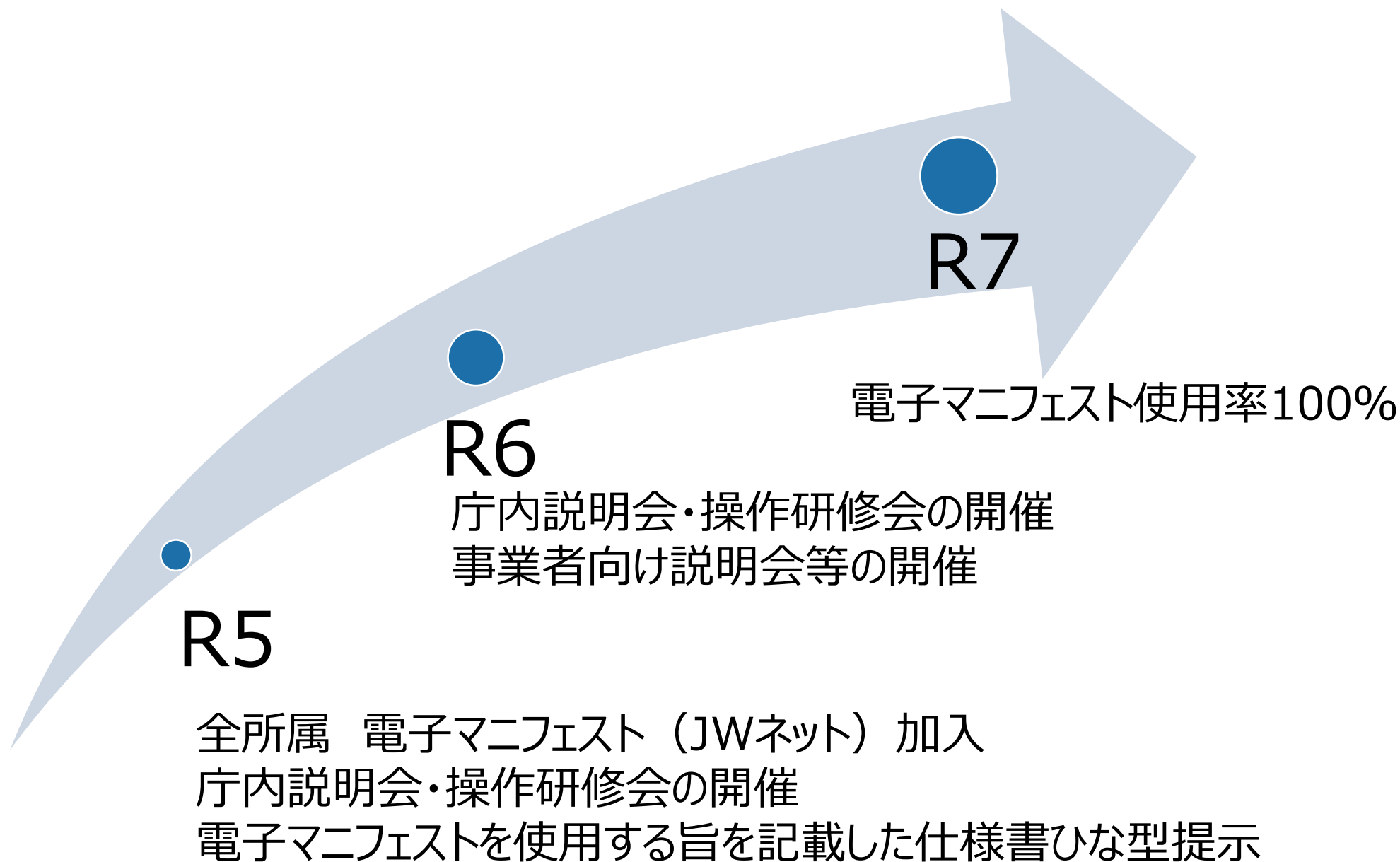
第四次循環型社会形成
推進基本計画

産業廃棄物の
適正処理
のさらなる推進

電子マニフェスト
利用推進

堺市ICT戦略

・オンライン化
・DXの推進



・仕様書に「電子マニフェストの利用」を明記

(例) 産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

8 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。
なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

入札



電子マニフェストシステム
に加入しなくても参加可能

契約



電子マニフェストシステム
への加入必須

仕様書

契約締結後に加入者番号
及び公開確認番号提示必要

履行されない場合
契約違反となる可能性も

ご清聴ありがとうございました